

決議 16.10 [仮訳]

沈香を産出する分類群に関する条約の施行

第 11 回締約国会議（ギギリ、2000 年）で採択され、第 13 回締約国会議（バンコク、2004 年）、第 14 回会議（ハーグ、2007 年）、第 15 回会議（ドーハ、2010 年）で改正された決議 11.11（CoP15 で改正）「植物の取引の規制」の中で、「人工的に繁殖させた」の定義が提供されていることを認識し、

決議 10.13（CoP15 で改正）「木材種に関する条約の施行」の中で、人工林から採取される標本に対して上記の定義を適用する方法をさらに明確にしていることも認識し、

附属書 II に掲載されている沈香を産出する種がアキラリア属 *Aquilaria* spp. とギリノプス属 *Gyrinops* spp. を指すことを認識し、

これらの種が厳密に樹脂を目的として国際的に取引され、他の植物派生物としてはほとんど国際的に取引されないことに留意し、

沈香の取引に使われる樹脂は特定の微生物の感染により作られるため、現存する立木の量は生産される樹脂の量と同等ではないことを意識し、

一部の樹種は人工的に繁殖させることが容易であり、沈香樹脂を産出するよう操作できることを認識し、

2011 年 10 月 3 日～6 日にクウェートで開催された「沈香を産出する種に関する CITES の施行」ワークショップの成果および 2011 年 11 月 22 日～24 日にインドネシアのバンカ島で開催された「沈香に関するアジア地域ワークショップ：野生および人工林で育成された沈香の管理」の成果を認め、

決議 11.11（CoP15 で改正）における「人工的に繁殖させた」という現行の定義が、人工林には適用できないことを考慮し、

人工的に繁殖させた植物種およびこれらの植物の部分については、条約の第 7 条 5 項の規定が適用されることを認識し、

生息国が沈香に対して有害でないという判定（NDF）を実施するにあたっては、その国の順応的管理にとって最も適切で、国によって異なる手続きが用いられる場合があることを認め、

沈香の管理は、沈香を産出する分類群の標本の生育国、輸出国、輸入国、およびそれらの国家間協力により講じられる措置を通じて改善できることを理解し、

締約国会議は

人工的に繁殖させた植物に関して

次のとおり合意する。

a) 決議 11.11（CoP15 で改正）における「人工的に繁殖させた」という現行の定義は、「制御された条件下で」という用語の定義により、沈香を産出する分類群の植林活動における親株の供給源は適しておらず、完全には基準を満たさないため、沈香を産出する分類群の状況とは合致しない。

b) 沈香を産出する種を栽培するための種子または胎芽の供給源は、決議 11.11（CoP15 で改正）における「栽培された親株」という定義に従って野生から取得することが可能である。

この決議で使用する用語に関して次の定義を採択する。

沈香を産出する分類群に関し、「制御された条件下で」は、植物または植物の部分および派生物を生産する目的で人工的に操作される人工林を意味し、それには他の非自然環境が含まれる。

「人工的に繁殖させた」という用語は、次の沈香の植物標本を指すと解釈する。

a) 制御された条件下で育成され、かつ、

b) 野生の親株または決議 11.11（CoP15 で改正）の「栽培された親株」の定義に従って栽培された親株に由来する種子、苗木、若木、挿し木、接ぎ木、高取り、株分け、植物組織、その他の胎芽から育成された。

次のような栽培環境で育成された沈香を産出する分類群の木に関し下記のとおり合意する。

a) 庭（家や地域の庭）

b) 単一種または混合種の国、個人、地域の生産人工林

これらは上記の定義に従い、人工的に繁殖させたと見なされる。

有害でないという判定（NDF）に関して

生育国に対し、沈香を産出する分類群の野生からの採取に関する NDF を行うにあたり、参考として沈香の NDF ガイダンスを使用することを奨励する。ガイダンスは事務局のウェブサイトから入手可能であり、必要に応じて更新される。

締約国と事務局に対し、実施能力強化のためのワークショップおよび関連研修教材の中で沈香の NDF ガイ

ダンスを使用するよう命じる。

管理および取引規制に関して

生育国に対し、沈香を産出する木の人工繁殖に関する登録制度を設けることを奨励する。

輸出国に対し、沈香の純粋なオイルまたは混合のオイルを輸出する輸出業者の登録制度を設けるよう勧告する。ラベルの見本および関連する輸出業者の名簿は輸出国から事務局に通知された後通達を通じて全締約

国に提供される。

締約国に対し、沈香の製品の標本を検査および管理する際に、参考として用語集を活用することを奨励する。用語集は第20回植物委員会（ジュネーブおよびダブリン、2012年3月）で採択され、文書 CoP16 Inf. 3 の中で提示されている。用語集では製品の見本が画像で示されているが、沈香の製品がすべて網羅されているわけではない。 ■